

2021 年 10 月 4 日  
一般財団法人 四国電気保安協会

## 電気事業法第 106 条第 6 項に基づく報告徴収の受領について

このたび当協会が発生した電気工作物の点検未実施に関して、2021 年 10 月 4 日付けで中国四国産業保安監督部四国支部より、電気事業法第 106 条第 6 項に基づく報告徴収を受けました。

これを受け、当協会では今後このような事態が生じないように、2021 年 11 月 2 日までに再発防止対策をとりまとめ報告いたします。

当協会といたしましては、お客さまや関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起きないように再発防止を徹底してまいります。

以 上

---

「本件に関するお問い合わせ」

一般財団法人 四国電気保安協会

事業本部 保安事業部 大久保 (携帯電話) 080-5665-0070

---